公安職俸給表(一)	三級以下	百分の四・七七
	四級から七級まで	百分の七・七七
	八級以上	百分の九・七七
公安職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(一)	二級以下	百分の四・七七
	三級から五級まで	百分の七・七七
	六級以上	百分の九・七七
海事職俸給表(二)	三級以下	百分の四・七七
	四級以上	百分の七・七七
教育職俸給表(一)	一級	百分の四・七七
	二級及び三級	百分の七・七七
	四級以上	百分の九・七七
教育職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級	百分の七・七七
研究職俸給表	二級以下	百分の四・七七
	三級及び四級	百分の七・七七
	五級以上	百分の九・七七
医療職俸給表(一)	一級	百分の四・七七
	二級	百分の七・七七
	三級以上	百分の九・七七
医療職俸給表(二)	二級以下	百分の四・七七
	三級から七級まで	百分の七・七七
	八級	百分の九・七七
医療職俸給表(三)	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級	百分の九・七七
福祉職俸給表	一級	百分の四・七七
	二級以上	百分の七・七七

専門スタッフ職俸給表		
	一級	百分の七・七七
	二級以上	百分の九・七七
指定職俸給表	全ての号俸	百分の九・七七

2　特例期間においては、一般職給与法に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　俸給の特別調整額　当該職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額

二　専門スタッフ職調整手当　当該職員の専門スタッフ職調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

三　地域手当　当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額

四　広域異動手当　当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に百分の十を乗じて得た額

五　研究員調整手当　当該職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する研究員調整手当の月額に百分の十を乗じて得た額

六　特地勤務手当　当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

七　特地勤務手当に準ずる手当　当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

八　期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額

九　勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額

十　一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与　当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ　一般職給与法第二十三条第一項　前項及び前各号に定める額

ロ　一般職給与法第二十三条第二項又は第三項　前項並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ　一般職給与法第二十三条第四項　前項及び第三号から第五号までに定める額に、同条第四項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　一般職給与法第二十三条第五項　前項並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に、同条第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　一般職給与法第二十三条第七項　第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3　特例期間においては、一般職給与法第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、一般職給与法第十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。